

## 下関市住民自治によるまちづくり推進計画（素案）の修正案について

## 修正1 (P3 6行~8行)

## 【修正前】

しかしながら、魅力ある「元気な下関」を実現していくには、行政のみならず、市民、地域コミュニティ、NPOなど多様な主体も加わり、課題を発見し解決する、又は、地区と行政が連携し地域力を創造することができる仕組みが必要となっています。



## 【修正後】

しかしながら、魅力ある「元気な下関」を実現していくには、行政のみならず、市民、市民活動団体、企業など多様な主体も加わり、課題を発見し解決する、又は、地区と行政が連携し地域力を創造することができる仕組みが必要となっています。

## 修正2 (P5 6行~ )

## 【まちづくり協議会の組織体制（例）】の図の下段

## 【修正前】

※まちづくり協議会は地区で生活又は活動する市民活動団体等全ての人が対象



## 【修正後】

※まちづくり協議会は地区で生活又は活動する市民、市民活動団体、企業等全ての人が対象

## 修正3 (P8)

## 【修正前】

5 まちづくり活動のための財源確保

まちづくり協議会が、まちづくり計画に掲げる地区の将来像の実現に向け、自主的・主体的に課題の解決や地区の活性化に取り組んでいくためには、市からの支援だけではなく、それぞれの地区の特性を活かした取組等による自主財源についても検討し、確保していくことも大切です。



## 【修正後】

5 まちづくり活動のための自主財源確保

まちづくり協議会は、まちづくり計画に掲げる地区の将来像の実現に向け、自主的・主体的に課題の解決や地区の活性化に取り組んでいくために、市からの支援と合わせて、それぞれの地区に適した取組や企業との連携により、自主財源を確保していくことも大切です。

市としても、国や県の制度、他市での取組事例などの情報提供を行いながら、まちづくり協議会の自主財源確保に向けた取組を支援していきます。

**修正4** (目次及び資料の頁)

**2. 資料 (目次)** (懇談会委員名簿の追加)

- 1 アンケート調査の概要
- 2 これまでの取組
- 3 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例
- 4 下関市住民自治によるまちづくり懇談会設置要綱
- 5 下関市住民自治によるまちづくり懇談会委員名簿
- 5→6 下関市住民自治によるまちづくり懇談会開催状況
- 6→7 まちづくり集会の開催状況
- 7→8 パブリックコメントの実施結果